

京都市交通局管理規程第19号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第7条第1項中「小学校(以下「小学校」という。)」を「小学校, 義務教育学校(前期課程に限る。)若しくは特別支援学校(小学部に限る。)(以下「小学校等」という。)」に改め, 同条第4項中「小学校」の右に「等」を加える。

第27条を次のように改める。

第27条 通学定期券の種類は, 次の各号に掲げるとおりとし, それぞれ当該各号に掲げる場合について適用する。

(1) 通学定期券(甲) 次に掲げる旅客が通用区間において常時乗車する場合

ア 学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。)に通学する者

イ 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校で, 管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者

ウ 学校教育法によらない教育施設で, 管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者

(2) 通学定期券(乙) 次に掲げる旅客が通用区間において常時乗車する場合

ア 学校教育法第1条に規定する中学校, 義務教育学校(後期課程に限る。), 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校(中学部又は高等部に限る。)又は高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)に通学する者

イ 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校で, 管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者

ウ 学校教育法によらない教育施設で, 管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者

(3) 通学定期券(丙) 次に掲げる旅客が通用区間において常時乗車する場合

ア 学校教育法第1条に規定する幼稚園，小学校，義務教育学校（前期課程に限る。）

若しくは特別支援学校（幼稚部又は小学部に限る。）に通園し，又は通学する者

イ 学校教育法第134条に規定する各種学校で，管理者が本号アと同等と認めるものに通学する者

2 前項各号のイに規定する学校又はウに規定する教育施設で，管理者が各号アと同等と認めるものは，通学定期券を発売する学校又は教育施設として指定したもの（以下「発売学校」という。）とする。

第40条中「小学校」の右に「等」を加える。

第53条第1項第1号中「介護者1人」の右に「(車いすを使用する身体障害者にあつては，3人までとする。)」を加える。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)